

東海市議会議員政治倫理委員会

調査報告書

【調査期間：令和5年6月29日から8月16日まで】

目次

第1	政治倫理委員会設置の経緯	1
1	東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求.....	1
2	委員会の設置.....	1
第2	委員会開催日及び議事の概要.....	1
1	第1回政治倫理委員会.....	1
2	第2回政治倫理委員会.....	2
3	第3回政治倫理委員会.....	6
4	第4回政治倫理委員会.....	16
5	第5回政治倫理委員会.....	18
6	第6回政治倫理委員会.....	22
7	再発防止策の答申.....	23
第3	まとめ.....	23
第4	おわりに	26
	(参考資料)	27

第1 政治倫理委員会設置の経緯

1 東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求

令和5年6月16日付けで北川明夫議員、冨田博巳議員、早川康司議員、中村義幸議員、井上正人議員、早川直久議員、磯部秋廣議員、秋葉みどり議員、坂本拓也議員、成田佳勉議員、蔵満秀規議員、工藤政明議員、今瀬和弘議員、江川祐之議員、石丸喜久雄議員、井上純一議員、蓑手純一議員、坂ゆかり議員及び加藤典子議員の19名の議員から村瀬進治議員に対して、市職員に対するハラスメント行為等に関する調査、庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動に関する調査、防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為に関する調査及び政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査の4項目を調査するための東海市議会議員政治倫理委員会（以下、「委員会」という。）の設置の請求があった。

設置請求文については、27ページ参照のこと。

2 委員会の設置

設置請求を受け、令和5年6月20日付けで東海市議会議員政治倫理要綱（以下、「要綱」という。）第6条の規定に基づき、村瀬進治議員の上記4項目を調査対象事件とする委員会を議長が設置し、また、要綱第7条第1号の規定に基づき委員の指名を行った。

なお、指名された委員及び委員の任期は次のとおりである。

(1) 指名された委員（議長の指名順に記載）

北川明夫議員、冨田博巳議員、早川康司議員、磯部秋廣議員、中村義幸議員、秋葉みどり議員、蔵満秀規議員、今瀬和弘議員、井上純一議員、坂ゆかり議員

(2) 委員の任期

審査の結果を報告したときまで

第2 委員会開催日及び議事の概要

1 第1回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年6月29日（木）

(2) 議事の概要

ア 正副委員長の互選

- ・ 互選の結果、委員長に北川明夫議員、副委員長に蔵満秀規議員が選出された。

イ 調査対象事件について

- ・ 設置請求文により、調査対象事件を確認した。

ウ 対象議員からの弁明及び意見聴取について

- ・ 要綱第8条第4号及び第5号の規定に基づき、第2回委員会において、調査対象議員である村瀬進治議員の出席を求め、口頭による弁明を委員会の場で求め、意見聴取を行うことを決定した。

エ 執行部職員からの事実確認について

- ・ 要綱第10条の規定に基づき、第3回委員会において、関係する執行部職員の出席を求め、事実確認を行うことを決定した。

2 第2回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年7月4日（火）

(2) 議事の概要

ア 村瀬進治議員による弁明等

㊦ 弁明の概要

a 市職員に対するハラスメント行為等について

- ・ ハラスメントを行った記憶はないが、あまりにも職員の対応がよくないので、多少語気が強くなったものである。

b 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることについて

- ・ 誓約書に署名したのは、10年ほど前のことであり、先日内容等について思い出したところである。誓約した内容と今回の事案は全く違うが、またこのような誓約書を書かなければならないのかと思い、反省している。

c 調査対象事件全般について

- ・ 私の不祥事のために、貴重な時間を使っていただき感謝している。

今回は迷惑をかけたことを反省している。

(イ) 意見聴取の概要

a 市職員に対するハラスメント行為等について

- ・ 仕事をしていないので、ここに立っておけと言ったことは事実であり、言い過ぎた発言であると認める。
- ・ 執行部職員に対する命令口調での発言は、自分の性格によるところであり、言われた側が命令と感じるのであれば反省する。
- ・ パワハラと捉えられる発言を受けた職員について、自分の言動が原因となり、病院に行くとすれば、すぐに頭を下げに行く。
- ・ 当初は議員という立場で、市の職員に対しての言動として不適切であるとの認識はなかったが、不適切な行為であった。
- ・ 市及び選挙管理委員会から抗議文が提出されていることは、全くおかしいと考えている。しかし、抗議文の中には、小学4年生以下と発言した箇所は、強い表現であったと認識している。ロータリーにおけるスロープの設置要望に際して、抗議文に記載された発言は事実である。
- ・ 村瀬議員の発言について、パワハラが疑われているのは、伝え方に問題があり、抗議文の発言内容を見ると、命令と捉えざるを得ないのではないかと委員の質問に対し、村瀬議員は、命令した覚えは全くないと答えている。
- ・ 所属している国政政党「日本維新の会」からも自身の言動について報告し、指導を受けており、政治活動についてはマニュアルがあり、身を切る改革の精神で改善・改革は前進、前年どおりは後退と街宣で盛んに言っている。
- ・ 4月27日をはじめ、ほぼ毎日のように電話や窓口等で防犯灯の設置について交通防犯課に要望活動を行い、夜間の現地確認や通行車両の指導を強要する行為を始め「つけられないのであれば、給料の3分の2を返納しろ」、「交通防犯課は末期がんのような症状」等の威圧的・侮辱的発言を行ったと市からの抗議文に記載されているが、指摘され

ている言動は事実であり、問題があったと認める。

- ・ 夜間の現地確認や通行車両の指導を強要する行為は、安心安全を担保するためにはやるべきであるとの考えに基づくものである。給料の返納についても、不作為、職務怠慢であり、仕事をやっていないので当然であると考えている。交通防犯課は末期がんのような症状との発言は、全く前進していないのだから、がんと同じである。
- ・ 村瀬議員は、抗議文の中で指摘されている言動について、問題があったと認めつつも、自身の言動を正当化する発言を行った。
- ・ これまでに今回のような特定の個人を侮辱するような発言について、過去に一度そのような発言をしたことを認めた。発言は「たわけ」、「職員を辞めろ」という内容であり、発言理由は、「仕事がやれなければ辞めるしかない。命の方が大事だと思うので、しつこく、厳しくやっている」とのことであった。
- ・ 村瀬議員がそのような言動に至った理由は、「あまりにも前に進まない職員の対応に憤りを感じていたから」であり、語気が強くなっていることを自覚し、「以前はパワハラでも何でもなかったものであるが、今の時代でこれはパワハラだと言われれば、パワハラだと認める。」
- ・ 5月23日に職員課職員に電話をかけ、「総務部長も交通防犯課長もなつとらん。無能な職員だから、代えろ」、「交通防犯課が動かないなら、職員課からも、自分の言っていることは正しいんだから、動くよう伝えろ。」と発言したことは事実である。
- ・ 選挙管理委員会事務局に対しては4月11日を始め複数回にわたり電話や面会による要望が行われており、その中でも対応者を小学4年生以下で、「レベルが低い」、「何のために職員をやっているのか」、「恥ずかしくないのか」等と侮辱したとされているが、事実であることを認め、反省している。
- ・ その他にも「とろいことばかり言っていていかんわ東海市は」、「そんな訳の分からんことを言っとったら、みんな笑うわ」、「東海市役所はない方がマシと市民が言っている」、「市の職員は3分の1で十分

だ」、「最低レベルの東海市となった」等、東海市を批判する発言を1時間にわたり行ったことについても、事実であると認めると同時にストレスを感じさせるような発言に反省の意思を示したが、一方で「言ったことが全く対応されなかったため、言い続けたものである。こちらは市の対応にブチ切れた。」

- 中ノ池地区への投票所設置の要望については、要望内容は変わっていないものの、昨年度に比べ、要望の頻度は増えており、要求方法は理路整然と話しているつもりである。
 - 5月23日に職員課職員に対し、総務部長、交通防犯課長は無能な職員だから代えるよう人事介入行為となる発言を行ったことは、事実であり、問題がある発言であることを認めた。
 - ハラスメント行為等全般についても、全国各地で問題となっている議員と職員間でのパワハラと自身の行動を照らし合わせ、すべて反省していると述べたうえで、職員が精神的にも肉体的にも不当な圧力を感じ、体調に不調を来している事実を前提に、パワハラを行ったことを認めた。
 - 執行部への要求の中で、「街宣してやるぞ」、「マスコミに言ってやるぞ」及び「維新の会の中でも問題にしてやった」というような、ある種、脅しのような発言は事実であり、あまりにも自身の要求が通らず、市が同じ回答を繰り返した時に発言したことを認めた。一方で、逆に村瀬議員自身が「街宣してやるぞ」と言われれば、気分が良くないと述べた。
- b 庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動について
- 5月1日、11日及び16日に本庁舎敷地内で車両に付けた拡声器で街宣行為を行ったことは事実であり、反省している
 - 今後は二度と庁舎敷地内で街宣は行わない。
 - 街宣には、日本維新の会の看板を載せた街宣車を使うが、日本維新の会の看板を付けての街宣だと、市民の反応等が大きく違い、市民がみんな手を振ってくれる。

- c 防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為について
 - ・ 開会直前に壇上の東海警察署長に詰め寄り防犯灯の設置要請を行ったが、会の進行の妨げになる行為だとは思わなかった。なぜ制止されたのか分からない。
 - ・ 講演中の講師に対し、ヤジを飛ばし、円滑な進行を妨害したことについても、講師が間違っただけを言えば、その場で発言するのは当たり前であり、講演者が不愉快に感じるとは考えなかった。
 - ・ 執行部に参加者から苦情が届いていることについては、会の開始前の警察署長への行為は苦情が出ることは理解できるが、講演中のヤジについて苦情がでることは理解できない。
- d 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることについて
 - ・ 過去に署名した誓約書に違反する行為については、当時と現在で、行政の対応も一歩も進歩しておらず、看過できなかった。語気が強くなる等、今の時代でパワハラに相当すると言われれば、反省している。
 - ・ 誓約した内容に違反する行為を行ったことについて、今まで以上に反省し、このようなことがないように努める。

3 第3回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年7月18日（火）

(2) 議事の概要

ア 執行部職員からの事実確認について

㍿ 市職員に対するハラスメント行為等について

- ・ 5月23日に「総務部長も交通防犯課長もなつとらん。無能な職員だから代えろ。」、また、選挙管理委員会の職員対応について「できない職員は交代させろ」と発言する等、村瀬議員が人事介入行為を行ったことについて、対応者から、これまでも職員課に村瀬議員から電話が入ることはあったが、これほどはっきりと交代を求めるような人事介入の発言を受けたのは初めてであるとの報告を受けた。
- ・ 一方的に自分の要求に従わない職員を異動させるよう求める行為は、

絶対に容認されるものではなく、議員の発言として許されないものだと確信している。

- ・ 村瀬議員は、同じ電話の中で、交通防犯課に自分の言うとおりに動けと伝えろとも発言しているが、問題であると考えている。市はそれぞれの部署で業務を行っているのであり、職員課は業務を指示する立場にならないものである。
- ・ 過去にも、今回の事案と類似した暴言等が行われたということを知ったことがある。
- ・ 今回の発言について、村瀬議員の要求することを実行できない職員は、無能だからなっとらんで交替させろという意味で理解している。
- ・ 村瀬議員の暴言や不当要求と思われる行為が、職員を傷つけるものである以上、職員課長として看過できない重大な問題であると考えている。今後、一切そのような方法による要求行為をやめてほしいと考えている。
- ・ 4月5日に庁舎正面ロータリーのバス停側の歩道に車道と出入りするためのスロープを設置するよう要望を受けた事案では、通行人に危険が生じるから要望に応えられない旨を村瀬議員に伝えると、激昂し、「他市は言われたらすぐにやる。」、「市民のことを考えているのか。お前は東海市の人間か」と厳しい口調で問い詰められた。
- ・ 市民の安全を考えてできないと答えていることを、前交通防犯課長の名前も出し、私個人に向かって強要されたことでショックを受けたものである。また、個人的なことである住まいを聞かれたことも驚きであり、嫌な思いをした。
- ・ 市民の安全を理由にできないことを伝えているにも関わらず、村瀬議員に自分の主張を押し付けられ、最後には「分からないやつだな。危険な道路は市内にたくさんある。代わりに10人くらい呼び出せ」と言われ、村瀬議員は議事課長を電話で呼び出し、そのうえで「交通防犯と管財課は、議会でも言っているように仕事をしていないので、職員は2人でいい。仕事をせんお前がここに立って説明しておれ。マスコミに電話するから覚悟しろ。ロータリーで街宣も行う。市長にすべてを話す」と

言われた。

- ・ 市民の安全を最優先に庁舎管理の仕事をしているのに、現職の議員から一方的に個人攻撃のような発言を繰り返されただけでなく、私が責任者の部署の悪口を言われ、マスコミ、街宣という言葉を使って脅されたと感じたので、今後の影響をととても不安に感じた。
- ・ 4月17日は、スロープの設置について同じ要求をした後、尾張旭市のバス停はスロープが設置できているので、すぐに見に行つて来いと求められたため、調査を行ったが、本市のロータリーとは状況がまるで違い、全く参考にならなかった。その結果を、5月1日に村瀬議員に伝えたところ、激高し、「検査管財課の職員が2時間交代で現地に立ってろ」等と要求された。
- ・ 2時間交代でロータリーに立つこと自体、現実的な発想ではなく、異常だと考えるが、感情的になったうえでの発言ではあっても、冗談ではなく、本気で言っていると感じたため、恐怖を覚えた。
- ・ 村瀬議員からの度重なる言動について、強要だと感じている。
- ・ 村瀬議員から「覚悟しておけ」と言われたことは、街宣活動で、個人名を挙げて批判的な街宣を行うことだと考え、恐怖を感じる。
- ・ 4月11日、18日、21日、5月1日、11日及び22日と相当な頻度で電話、面会が行われているが、すべて中ノ池地区の投票所の設置についての要求であった。
- ・ 本会議でも答弁しているとおりで、答弁内容と何も変わらない回答しかできないが、全くそれを受け入れてもらえず、一方的に自分の持論を展開し、責めるような口調で中ノ池地区への投票所の設置を要求している。
- ・ 現状変わることのない回答を、毎回要求され、その回答に激怒した村瀬議員に罵倒されることがほとんどである。現状で回答が変わる可能性がないことは度々伝えており、理解しているとは思いますが、全く受け入れてもらえない。
- ・ 村瀬議員が要求する内容は毎回同じであり、これだけの頻度で来られ

ると、私自身も正直辛い。特に要求に応えられないことを、厳しい口調の暴言が多々あるため、村瀬議員が窓口に来たり、電話があると気分が落ち込む。

- ・ はじめは担当職員が対応していたが、あまりにも頻度が多く、暴言も多々あり、担当者から、これ以上の対応は辛いとの相談があった。
- ・ 対応した職員は全員、村瀬議員からの暴言ともとれる発言を浴びせられているため、「村瀬議員と話すのが怖い」、「村瀬議員のよくかぶっている蛍光色の黄色い帽子が頭から離れず、蛍光色の黄色を見ると気分が悪くなる」、「また村瀬議員が来るのではと考えると、仕事が手につかない」等の相談を受けていた。また、村瀬議員は口癖のように「日本維新の会」に所属していることを強調し、マスコミ等が動くぞと発言するため、担当職員も脅されているように感じ、その発言にも恐怖を覚えると聞いている。
- ・ 日本維新の会という名称をたびたび出し、メディアに訴えると脅す行為は脅迫だと受け止めている。
- ・ 精神的に参ってしまい、休んでしまう職員が出ないか、非常に心配している。少人数の部署であるため、村瀬議員の暴言にさらされる頻度も多く、職員のメンタルが心配である。
- ・ これまでもずっと変わらず同じ態度で要求を繰り返しているということの引継ぎがあり、それは前任者よりもずっと以前から続いているとのことであった。
- ・ 市民の前でも市職員に対し、大声を上げることがあるが、村瀬議員はみんなに聞こえるようにやっていると言ったこともある。
- ・ 村瀬議員からは、「何やってるんだ」、「そんなこと10歳くらいの子どもでも分かるぞ」等と言われた。
- ・ 隣にも別の部署があるが、村瀬議員は、大きな声で話すため、隣の部署の業務においても、こちらに注意が向き、業務に集中できない状況が生じていると考える。
- ・ できないことが分かっているながら、窓口で大きな声を上げる等の職員

業務を妨害しに行くという行為を繰り返しているが、市民に選ばれた議員ということで、同じ回答であっても丁寧に毎回対応している。以前、対応後に村瀬議員から今日は大谷選手の所属するエンゼルスとの試合がないので来ているという趣旨の発言があり、遊ばれていると感じ、驚いた。

- ・ 村瀬議員の発言には「徹底的にやってやる」や「街宣してやる」と言うこともあり、立場の違いもある中で、自分が当該部署の課長である間、ずっと言われ続けるのかとの不安感や私を貶める発言を外部でも多くされるのではとの恐怖感がある。
- ・ 業務中、業務外に関わらず、村瀬議員に言われたことが頭から離れなくなることもある。今後もこのような状況が続くと考えると、非常に大きな不安がある。
- ・ 村瀬議員の問題だと思われる発言で、記憶している発言は、「東海市の組織は腐っており、部長職は不要だということを議会で答弁すること」、「前交通防犯課長はたわけ」、「選挙管理委員会事務局と交通防犯課は庁内や職員OBに馬鹿にされている」という発言があった。また、録音でも確認できるが、6月2日には総務部長室で「本当にお宅らはやることがないんだな」、「こんな簡単なことないよ。マスコミも笑つとるわ。冗談抜きで。何様だ、あんたたち」、「土下座していりゃあ。すいません、防犯灯付けられませんので。あんたが思つとる説明言ってみやあ。議会でも慰謝料請求しなかんよ。何百万円じゃすみゃへんよ。議会費1分1秒いくらか分かつとるんだらう。ようけ理事者もおつて。」、「大概にしなかんよ、あんた。今度ね、通告書で東海市の部長全部いらんと、それやるからね」、「東海市役所、上層部組織が完全に機能がマヒしております。」等の発言である。
- ・ 村瀬議員は、〇〇町の△△（地名）でも街宣を行っているが、前交通防犯課長の住まいがある地区で、嫌がらせのように前課長宅周辺で、市や交通防犯課を悪く言う街宣が繰り返されていると聞いたことがあり、それが今も続いているのだと思われる。

- ・ 委員からは、前課長はすでに定年退職しており、当時も問題だと思うが今もそのような嫌がらせと捉えられる街宣をすることは異常である、との発言があった。
- ・ 抗議文が提出された後、6月16日に交通防犯課に村瀬議員が訪れ、「そういうとろいこと言っとっちゃかんわ。簡単なことだ、これ、ほんと冗談抜きで。まあ僕はこういう性格だから徹底的にやるからね。」、防犯灯を付けないということに対して、「完全にね、悪いけど、憲法違反」等と発言し、市としての考えと答えると、「市としてって、そんなのずるい言い方はあかん。そんな教育はダメ。市としてって、市のだれが。あんた一人に聞いとるの。名前は言えんけど、上に反対しとるもんがおるかおらんかくらい言えるだろ。誰の金であんたここにおるんだや。」、「それをとろいこと言っとる。あんたもおかしいわ。」、「だからとろいんだ。」、私の上司は誰かについて質問された後、「〇〇副市長？じゃあ4人だな。4人が反対しとんだな。いいな、それで。認めるよ。街宣やりまくったるで。名前は言わへんでええが。まあ、今でも言っとるけどね。名前は。上層部は完全に独裁体制に入っとりますって。これは、まあ、5回、10回しゃべっただけじゃあいかんけど。ずうっとこれから〇〇町の方まで広げてかないかんけど。」、「意地を張りたかったら、張っても結構。その代わりマスコミにやられたら一発だぞ。その時には、あんたたちのとこまではとぼっちは来ないかも知れんけど。上の一人か二人はえらいことだぞ。責任取らないかんぞ、上の人たちはな。」、「そんなことあんた、拗らせとって、あんた楽しいかね。気分ええかね。」、「何を言っとるの。ちゃんちゃらおかしいわ。市民が犠牲だわ。迷惑だわ。迷惑。」、「だちかんわ。あとの職員、かわいそうだ。そういうふうに見られちゃつとるで。とろい。」、「まだ若いのに、そんな考えじゃああかんぜ。」、「今のウクライナとロシア。あんたはどっちだとか言わんけど。どっちかだぞ、あんた。」等と激しい口調で発言された。
- ・ 街宣する場所で、〇〇町と私に発言したのは、自宅の近くで街宣してやるぞという脅しだと捉えている。

- ・ 村瀬議員からの暴言等も頻繁に繰り返されていた影響もあると思うが、東海市防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会の後から酷い頭痛と目の下の筋肉が痙攣する症状があり、それが3日間続き、土日もあったが、全く良ならず、月曜日に時間休を取り、病院を受診し、脳のCTを撮った。診断結果として、原因ははっきりとわからないとのことだったが、ストレスに起因することが多いとの説明を受けた。対症療法としてかなり強い薬が処方され、その後数日かかり症状は改善したが、当時は仕事が手につかず、周りにも迷惑を掛けた。その後は、体に不調が出そうだと感じるときは、予防的に薬を飲むようにしており、村瀬議員からの暴言に対する恐怖心、不安も大きいですが、何とか仕事に支障がでないように体調は維持している。
- ・ 前交通防犯課長にも非常に厳しい言葉の暴力ともいえる発言が繰り返されていたということで、引継ぎを受けている。
- ・ 自宅の近くでも街宣する等、議員として行ってはいけない行動だと思うが、同じ要求で二度とこれまでのような暴言は聞きたくない。また、長時間にわたり、一方的に言われ続けるのも本当に辛いことなので止めてもらいたい。
- ・ パワハラのような発言は対応者が変わっても、変わらないものである。また、日本維新の会に所属していることを、言葉の端々で発言しており、自身の立場が上であると暗に示している。
- ・ 村瀬議員からの暴言等のハラスメント行為と思われる行為は、私が交通防犯課に在籍している期間の通算で12年間ずっと行われている。おそらく、その前も状況は同じだと思う。
- ・ 今年に入ってから私が受けたハラスメント行為が疑われる村瀬議員の言動は、まずは1月12日の電話である。この時の電話の相手は、村瀬進治議員と〇〇前議員である。村瀬進治議員からは、「あんたも、大丈夫か、まあ。」、「何がしません？じゃあ、すぐやめろ、おまえ、職員を。頭を使え、頭を。」、〇〇前議員からは、「いくら看板立てても、みんなが通ってるじゃん。だから、じゃあ、あなたさ、そこを通らないように、

ずうっと夜立っとして、通っていきません。あっち行ってください。って言いなさいよ。」「答弁したままですじゃあ、仕事やっくらんのと同じだがね。」との発言を受けた。

- ・ 2月6日の電話では、村瀬議員から「あんたの頭の中だけだわ、進歩しとらんのは。」「何を寝言言っとなだ。」「たわけだな、おまえ。」「話にならん、お前さん。高横須賀の人間は笑つとるぞ。」「くそたわけが。出来の悪いやつだな。昨日今日と進展しとんだよ。10年前と、15年前と全く脳が進んどらん。30年も前のこと知っとなだろ。職員だったときの、選挙の時のことも。全然進歩しとらん、あんたは。まあ、ええわ、お前さんみたいなやつが市役所におったら、くその手にもならへんし、市民のあれだわ。もうあれだわ。みんなに迷惑が掛かっとるからさ。まあ代われ、代われ、今からでも。職員課、市長のそこへ書類出してこい。末の人がかわいそうだわ、お前みたいな。全然進歩しとらんもんな、あんた。それも分からんか。」「そういうこと知らんだろ、あんた。ふふんだで。」との発言を受けた。
- ・ 2月16日の電話では、村瀬議員から「何を寝言言っとな。お前さん、大丈夫か、まあ。お前、何をボケとんだ、ホントに、まあ。」「あなた、大丈夫、しかし。おつむ、点々、大丈夫?」「市の職員全部、あんたと同類項とみなされちゃっとる。ま、困っとるで、大概にもう手を引けや。市長んところへ、行けや、すぐと。間に合いませんでしたって言って。ホントに間に合わんのお。どうしちゃったの。議会の答弁は幼稚園並みだって言われとるけど。あなたのことかどうかわらんけど。言われとるんだぞ。あなたみたいな人がおると、みんなの職員が迷惑だわ、市民はもちろん迷惑、一番。」「アホとしゃべっとなでも話にならんわ。通らんやつが偉そうに言っとなでええんだわ。恥を知らないかん、恥を知らなあ。大丈夫か、あんた。まあ、職員全員がイコールになっちゃっとるぞ。」「お前さんとしゃべっとなでも、何の進歩もねえ。くその手にもならんわ。」との発言を受けた。
- ・ 2月17日の電話では、村瀬議員から「幼稚なこと言っとなかんわ、

いつまでも。何をボケとんだ、あんた。やっぱ、その程度かよ、常識じゃないか。まあ、大丈夫、あんた。常識、世の中の常識、あんた、親からそういう教育受けとらんのか。俺はそういう教育受けとるよ。」「とろいなあ、お前。ちょっと、ちょっと、おい、しっかりしなさい。」「大丈夫か、あんた、まあ。おい、おい、まあ。ええか、おい。お父様、お母様に一遍聞いてみよ。聞いてまって来い。」「マスコミにもそう言ってやる。」との発言を受けた。

- 当時の辛い記憶が蘇ってきて、怒りというか、なぜこんなに酷いことを言われなければならないのかと、理不尽に感じ、憤りというか、表現し切れない胸を締め付けられるような思いが残る。
- 今では、村瀬議員に対応することもなく、落ち着いた気持ちでいるが、当時は、そこまでの認識はなかったが、日々、村瀬議員と対応することに不安や恐怖が付きまとい、業務でもそうだが、プライベートでも常に不安定な精神状況にあったとはっきりとそう思う。
- 村瀬議員の暴言がどんどんエスカレートしてきているように感じるため、回答が変わることのない事案であっても、強く言えば防犯灯を付けるのではと考えているのかも知れない。
- 後任者の課長に対しても、ひどい暴言を繰り返しているようであり、今後もエスカレートすることが心配である。また、課長でなくても担当が精神的に参ってしまう等、病気も心配である。
- 村瀬議員が、未だに自宅周辺で街宣していることは知っている。交通防犯課長時代からずっと変わっておらず、今も自宅近くで街宣していると考えている。私の悪口を言って、自宅前を通ったこともある。
- 以前は私のことを名指しして、高横須賀の笑い者だと言われ、自宅周辺を街宣されていたが、もう交通防犯課長ではなく、今後、自宅近くを街宣で回り、防犯灯が交通防犯課長のせいで付かないとは言ってほしくない。また、新しい課長にとってもそうである。今までに本当に村瀬議員に嫌がらせをされてきた。しっかり議員として責任を取ってもらうことを希望する。

(イ) 庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動について

- ・ 5月1日、11日及び16日の本庁舎敷地内での街宣行為について、そのうち1回は、村瀬議員が街宣していると連絡を受けたので、防災危機管理課の執務室内の窓から確認したところ、温水プールの駐車場側で車に付けた拡声器で街宣活動をしており、注意しようと村瀬議員の車に向かったところ走り去った。また、別の日には庁舎西側の第2駐車場付近で街宣する様子や庁舎敷地内を街宣しながら走行する様子を確認した。
- ・ 庁舎敷地内での街宣活動は庁舎管理規則違反であることは、今回のことで直接伝えてはいないが、以前、市長選挙の際に許可を得ずにロータリー内で街宣したこともあり、選挙管理委員会に確認した後で、選挙の場合は管理者の許可が必要であると注意したため、少なくとも許可が必要だとの認識はあると思われる。
- ・ この3日間以外にも庁舎敷地内で街宣したことを数回、確認している。
- ・ スピーカーの音量は業務に支障が出る大きさであり、会議中であれば会議が止まる程度の音量であるため、業務の妨害となる。
- ・ 今回は令和5年度になってから記録した内容が挙がっているが、令和4年度以前にも庁舎敷地内を走りながら街宣することがあった。
- ・ 街宣で使用する車両には、上に青空、日本維新の会の看板が載っており、ドアに日本維新の会のステッカーが貼ってある。

(ウ) 防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為について

- ・ 開始直前であったが、村瀬議員が、登壇中の来賓である警察署長の方に突然、向かったので、防犯灯のことで詰め寄るのではないかと心配になり、担当課長として村瀬議員を制止した。しかし、制止を振り切って、防犯灯の設置を要望するという趣旨の発言を警察署長にした。
- ・ 村瀬議員の対応に回ってしまった結果、本来行うべき役割を完全に果たすことができなかった。
- ・ 講演中の東海警察署の交通課長に対し、ヤジを飛ばし、円滑な進行を妨害したことに対し、終了後に、講演者から、話の腰を折る発言をする

のはいかがなものかと苦言が呈され、参加者からも村瀬議員にあんなに好き勝手やらせていいのか、議会の恥じゃないかというようなことを言われた。

- ・ 制止を振り切って、警察署長に対し要望した際に、市民や議員等大勢の方がいる前で村瀬議員に大声を出されたことは、侮辱であると感じている。

イ 措置の協議について

次回の委員会でより具体的に協議を行うことを前提に、現段階での考えについて意見交換を行った。

4 第4回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年7月28日（金）

(2) 議事の概要

ア 措置の協議について

各委員の意見交換を行い、次回の委員会において再度協議を行うこととなった。

【各委員意見】

- ・ これまで政治倫理委員会で、村瀬議員からの弁明や市職員からの事実確認を行った状況からみて、過去の同様の事案に対する議会での陳謝及び誓約書の内容に対して真摯な反省が見られないどころか、全く無視したような行動であると言わざるを得ない。また、特に今回は市の職員に対する個人的な脅しや人格否定、侮辱的な発言等により精神的苦痛を与えたことは、明らかなパワハラ行為であると考えており、将来を見据えた本市の政策に携わり、それを語る議員として現代社会における職場環境の雇用関係の変化をしっかりと理解し、旧世代の考え方を改めるべきであると考えている。

また、庁舎管理規則違反となる街宣内容等は罰則を受けなければ許されるといった、身勝手な社会モラルを無視した考え方の延長であり、議会としても責任を問うことが求められていると考える。措置内容については、他の視点からの考えが必要ではあると考えるが、市長及び選挙管理委員会

が求めている厳正な措置と再発防止の徹底のためには、他市議会における対応事例と同様のかつてない断固たる措置が必要であると考えている。

- ・ 4回目でもある要綱違反行為について、厳しい措置をとるという方向性が一番であり、何回謝罪してもそれを守らないということから、断固たる措置が必要である。
- ・ 過去に村瀬議員が署名した誓約書において、今後二度と要綱及び誓約書に違反しないと誓約しているにも関わらず、自身の行為を正当化し、誓約に違反したことに対する反省の色は見受けられなかったため、厳しい措置が妥当と考える。
- ・ 今回が村瀬議員自身にとっては、4回目の政治倫理委員会になるということ、これまでと違うのは、今回は人権侵害に大きく当たるハラスメント行為が調査対象となっていることである。ハラスメントのことにに関して、村瀬議員は意見聴取の際に、「今はそういう時代になったんだね」というようなことを発言していた。しかし、今そういう時代になったのではなく、もともと許されない行為であったものの、皆が言えなかったことが、これを大きな人権侵害であると社会が認めて、問題として取り上げられるようになったのが現代である。繰り返し、繰り返し様々な人に対して行った言動は、同じ議員としても、大変憤りを感じるとともに、悲しく考えるところであり、委員会として毅然とした態度、厳しい措置は必要ではないかと考える。一方で、二度とハラスメント行為が行われないように、今後しっかりハラスメント教育について、研修等を通じて、繰り返し行っていく必要があると考える。
- ・ 再度、持ち帰り検討を希望するが、過去の措置より重い措置が妥当であると考えている。
- ・ 今回、本委員会に挙がっている調査項目は4項目あり、1点目のハラスメント行為については、村瀬議員自身が認めているとおり、一般社会においても明らかにパワハラとなる言動であると考えている。執行部の該当職員からの事実確認でも、信じられないような村瀬議員の発言が分かってきた。2点目の庁舎管理規則違反についても、3点目の防犯・青少年健全育成・

交通安全推進大会の妨害行為についても、どちらも問題であると考え。今後、このようなことが二度と起こらないように再発防止は重要であるが、一方で今回のハラスメント行為を始め行われた議員としての不適切な言動について、市長や選挙管理委員会委員長からも抗議の申し入れが行われており、市議会としての対応が求められているときに、村瀬議員に対し、きちんとした責任を求めることもまた非常に重要なことであると考え。もう少し検討する時間が必要だが、現時点での考えとしては、今回の倫理委員会では、パワハラが最も重い調査項目であり、録音された音声を聞いても、脅しや侮辱等、明らかにパワハラであり、他の調査項目についてもすべてで問題となる言動が認められるため、他市議会における対応事例と同様、辞職の勧告をする措置が妥当だと考える。

- ・ 今回の問題は、議会としてのガバナメントが問われていることが、一番大きな問題である。要するに自由にやりたい放題やっても、議会は何も言わないのか、止めることもできないのか。議会としてのモラルをちゃんと守ることができるかの内部統制力が問われている。本委員会で取り得る最も厳しい措置というのが、議員の辞職勧告しかない。決して、議員の意見を言う権利を奪うものではなく、行動を改めさせなければいけない。そのための措置として、議員辞職勧告を行うべきである。
- ・ 今回が初めてではなく、繰り返し誓約書を書かれていても、それが守られない状況がある。また、前回、録音された音声も聞いたが、第三者が聞いても聞くに堪えない内容であり、該当する市職員が直接、繰り返しそのような言動を受ければ、精神的なダメージが大きかったということは、想像に難くない状況である。今一番厳しい措置というのが辞職勧告ということで、軽々しくできることではないと思うが、今までと同様の措置では不十分であり、議会としての態度を示す必要があると考える。

5 第5回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年8月4日（金）

(2) 議事の概要

ア 措置の協議について

㊦ 決定した措置の内容

東海市議会議員政治倫理要綱第9条第5号の「議員の辞職を勧告すること。」

【各委員意見】

- ・ 市職員に対するハラスメント行為等に関する調査について、議員の立場を利用し、市職員への個人的な脅しや人格否定、高圧的で侮辱的発言などによる精神的苦痛を与えたことは、明らかなパワハラ行為であり、今回、市長及び選挙管理委員会委員長から提出された申し入れは、執行機関の助けを求める悲痛な訴えであると同時に、不適切な状況を看過してきた市議会に対し、毅然たる対応を強く求めるものであり、市議会として政治倫理意識が問われていると痛切に感じると共に、今後は「市議会ハラスメント防止条例」等の条例制定等の防止策の検討が求められていると考える。

庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動に関する調査について、村瀬議員が繰り返し行ってきた庁舎敷地内における街宣活動は、庁舎管理規則違反であることは明白であり、一方で村瀬議員の弁明及び意見聴取では、庁舎管理規則に対する認識不足に起因することが明らかである。このことは、市のルールを重んじる意識の欠如の表れで、令和3年4月の市長選挙に際し、ロータリー内の街宣活動で注意を受けた教訓が全く生かされていないと言わざるを得ないと考える。

防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為に関する調査について、村瀬議員からの弁明及び意見聴取では、「講演中のヤジとも取れる発言は事実誤認であり、正当性があること」を主張する一方で、主催者側である執行部職員からの事実確認では、大会参加者からの苦情や講演者からの苦言等が寄せられていることが明らかにされ、事業運営に悪影響を及ぼしたことは事実であり、参加した他の議員や市議会自体への信頼を損なう行為であると考えられる。

政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査について、過去の同様の事案に対する議会での陳謝及び誓約書の内容に

明らかに違反する事実が改めて確認され、真摯な反省が見られないと言わざるを得ないと考える。今回の調査事案の柱であるパワーハラスメントという人権侵害行為について、他市議会においても、違反行為が認定された場合には辞職勧告決議など取り得る最も重い措置をもって対処している状況であり、本委員会における判断においても、要綱第9条第5号に規定する措置のうち、最も重い「議員の辞職を勧告すること」とする措置が妥当であると考え。また、今後の防止策として、ストレスマネジメント強化やメンタルヘルス・ハラスメント研修等の実施についても検討すべきであると考え。

- 要綱第9条第5号に規定する「議員の辞職を勧告すること」が相当であると考え理由として、調査事項1点目、市職員に対するハラスメント行為等に関する調査については、村瀬議員が実際に行った言動等を、具体的に被害を受けた執行部職員から聞き取りを行い、やり取りの一部が録音された音声データを確認した結果、当時の村瀬議員の言動等が、その立場を利用し、高圧的に侮辱を伴う言動等を繰り返し、自己の政治的目的を達成しようとする傍若無人な振る舞いであることが明らかにされた。村瀬議員の言動等は政治倫理に著しく反し、決して許されるものではないと考える。その行為は、村瀬議員本人が認めているとおり、パワーハラスメントと認定される3要件を満たす、執行部職員へのいじめとも言うべき紛れもない「パワーハラスメント行為」と断定せざるを得ない。また、その一方で、村瀬議員は弁明及び意見聴取の際に、パワーハラスメントと認めた上で謝罪の意思を口にはしているものの、自身の言動等を正当化する発言も繰り返しており、真摯な反省に基づくものであるとは到底考えられず、今後の行動の改善を期待することはできないと判断されたことによるものである。

調査事項の2点目、庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動に関する調査について、村瀬議員は、市長からの抗議の申し入れに記載された3日間について、庁舎敷地内で街宣活動を行ったことを認めたものの、執行部職員からの事実確認では、それ以後の複数日において庁舎敷地内での街宣活動が指摘されており、村瀬議員の庁舎管理規則違反が日常化

していたことが疑われることによるものである。

調査事項の3点目、防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為に関する調査について、大会開始前の警察署長への要請行為は、執行部職員の制止を振り切り、登壇中の来賓である警察署長に対し、一方的に行われたものであり、その行為が事業運営にどのような影響を与えるのか思い至らないこと自体、議員としての資質を疑われるものである。また、講演中の講演者に対し、大きな声で内容を訂正する発言を行うことも、講演妨害と捉えられても仕方のない行為であり、講演者や大会参加者に不快な思いを抱かせたことは否定できない事実である。村瀬議員の妨害行為は、明らかに議員として不適切な行為であると同時に、参加した他の議員や市議会自体への信頼を損なう行為であり、その責任は非常に重いと言わざるを得ない。

調査事項の4点目、政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査について、村瀬議員が平成27年度の政治倫理委員会の措置の1つとして署名した誓約書の中には「自己の政策実現の手段として、市に対し、議員の身分を利用した強要と疑われるような不適切な言動を行わないこと」との一文がある。今回の調査を通じて、明らかになった市職員に対するハラスメント行為等は、この一文に明らかに違反している事実として、改めて確認された。さらには、執行部職員の人格を否定する侮辱的発言を繰り返す等、基本的人権を踏みにじる行為は、一般市民であっても、ましてや市民の代表者たる議員として、決して許されるものではない。

- ・ 「議員の辞職を勧告すること」の措置が妥当である。今回の本委員会で調査した内容について、村瀬議員が所属する国政政党「日本維新の会」を引き合いに出し、政党やマスコミ等を通して批判するぞと威嚇したり、関係執行部職員の居住する地域において批判的な街宣活動を行う等の行為は、繰り返し行われてきたパワーハラスメントを一層エスカレートさせたものであり、被害者である執行部職員に深い心の傷を負わせたほか、市の業務に多大な支障をもたらすものである。また、庁舎敷地内で行われた村

瀬議員の街宣活動も、「日本維新の会」の政党名を表示した街宣車を用いて行い、市政に対する批判に終始した街宣を行っており、市民が多く訪れる市役所における庁舎管理上の損なわれた信頼は大きいと言わざるを得ない。村瀬議員の行ったハラスメント行為を始めとする本委員会で調査した事案について、議員と市職員の関係性を利用した威圧的、侮辱的な言動として、同じ議員として到底許容できることではなく、本委員会として行い得る最も重い措置をもって対応せざるを得ないと判断する。なお、再発防止策として、迅速な研修会の実施とハラスメント防止のためのルール作りが必要不可欠であると考えおり、併せて提案する。

- ・ 最も厳しい措置として「議員の辞職を勧告すること」の措置はやむを得ないと判断する。理由は、これまでも繰り返し誓約書で誓約されている内容が守られておらず、テープでも確認した市職員に対する言葉の暴力とも言えるような暴言が行われていることである。また、措置ではないが、村瀬議員も含め全体でのパワーハラスメント研修が必要である。
- ・ 村瀬議員は、本委員会の「議員の辞職を勧告すること」の措置に応じないことも想定されるが、その場合には、措置を補強する意味合いで、9月定例会の中で、「辞職勧告決議案」の提出を考える必要があるのではないかと。

6 第6回政治倫理委員会

(1) 開催日

令和5年8月16日（水）

(2) 議事の概要

ア 再発防止策について

正副委員長案として、提案された再発防止策について、協議を行い、決定した。

イ 調査結果の公表について

正副委員長案として、①本会議での委員長による調査結果の報告、②市広報紙への調査結果概要の掲載、③東海市議会ホームページへの調査報告書の5年間の掲載、④記者発表を提示し、正副委員長案のとおり決定された。

ウ 調査報告書について

調査報告書（案）について、協議を行い、決定した。

7 再発防止策の答申

今回の委員会の設置を踏まえ、東海市議会基本条例第21条で定める議員の政治倫理をより高めるため及び要綱を遵守するため、次の再発防止策を議長へ答申する。

- (1) ハラスメント研修等を、全議員を対象として早期に実施し、ハラスメント等に対する意識を高めること。
- (2) 議員の市職員に対するハラスメント行為を防止するための条例等の制定に向けた検討を行うこと。

第3 まとめ

本委員会では、村瀬議員に対して、要綱に違反する事実があると認定し、要綱第9条第5号の「議員の辞職を勧告すること」の措置と決定した。

【措置の理由】

(1) 市職員に対するハラスメント行為等に関する調査

ア 村瀬議員が実際に行った言動等について、具体的に被害を受けた執行部職員から聞き取りを行うとともに、やり取りの一部が録音された音声データの提示を受け、当時の言動等の実態を確認することができた。その実態は総じて、市民の代表者である議員が、その立場を利用し、高圧的に侮辱を伴う言動等を繰り返し、自己の政治的目的を達成しようとする傍若無人な振る舞いであり、議員に求められる政治倫理に著しく反し、決して許されるものではないことが明らかになった。

今回の村瀬議員の言動等は、パワーハラスメントが認定される、①優越的な関係に基づいて行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、及び③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること又は就業環境を害することの3要件を満たす行為であり、村瀬議員自身が弁明及び意見聴取で認めているとおり、「執行部職員へのいじめ」とも言うべきパワーハラスメントと断定せざるを得ない。

また、村瀬議員は弁明及び意見聴取の際に、パワーハラスメントと認めた上で謝罪の意思を口にはしているが、自身の言動等を正当化する強弁も繰り返しており、真摯な反省に基づくものとは認めがたく、村瀬議員の今後の行動の改善を期待することはできない。

イ 村瀬議員が、自身の所属する国政政党「日本維新の会」を引き合いに出し、政党やマスコミ等を通して批判するぞと威嚇したり、関係執行部職員の居住する地域において批判的な街宣活動を行うなどの行為は、繰り返し行われてきたパワーハラスメントを一層エスカレートさせたものであり、被害者である執行部職員に深い心の傷を負わせたほか、市の業務に多大な支障をもたらすものである。

当該執行部職員や他の職員から村瀬議員に向けられた否定的な感情は、引いては市議会の自浄能力への疑念につながり、市議会と執行機関の健全な関係を大きく阻害することが懸念される。

ウ 今回、市長及び選挙管理委員会委員長から提出された申し入れは、執行機関の助けを求める悲痛な訴えであると同時に、不適切な状況を看過してきた市議会に対し、毅然たる対応を強く求めるものであり、今こそ市議会の政治倫理意識が問われていると痛切に感じるところである。

(2) 庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動に関する調査

ア 村瀬議員が繰り返し行ってきた庁舎敷地内における街宣活動は、庁舎管理規則違反であることは明白であり、一方で村瀬議員の弁明及び意見聴取では、庁舎管理規則に対する軽々な認識不足に起因することが明らかになった。このことは、市のルールを重んじる意識の欠如の表れで、令和3年4月の市長選挙に際し、ロータリー内の街宣活動で注意を受けた教訓が全く生かされていない。

イ 村瀬議員の街宣活動は、自身の所属する「日本維新の会」の政党名を表示した街宣車を用いて行い、街宣内容も市政に対する批判に終始しており、市民が多く訪れる市役所の庁舎敷地内であることから、庁舎管理上の損なわれた信頼は大きいと言わざるを得ない。

ウ 村瀬議員は、市長からの抗議の申し入れに記載された3日間について、庁舎敷地内で街宣活動を行ったことを認めたが、執行部職員からの事実確認では、それ以後の複数日において庁舎敷地内での街宣活動が指摘されており、村瀬議員の庁舎管理規則違反が日常化していたことが疑われるところである。

(3) 防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為に関する調査

ア 村瀬議員からの弁明及び意見聴取では、「警察署長への要請が大会開始前のものであること」及び「講演中のヤジとも取れる発言も事実誤認の指摘であり、正当性があること」を主張するなど、本人は当該行為の問題性を認識するには至らなかった。一方で主催者側である執行部職員からの事実確認では、大会参加者からの苦情や講演者からの苦言等が寄せられていることが明らかにされ、事業運営に悪影響を及ぼしたことは紛れもない事実である。

イ 大会開始前の警察署長への要請行為は、執行部職員の制止を振り切り、登壇中の来賓である警察署長に対し、一方的に行われたものであり、その行為が事業運営にどのような影響を与えるのか斟酌できないこと自体、議員としての資質を疑われるものである。また、講演中の講演者に対し、大きな声で内容を訂正する発言を行うことは、講演妨害と指弾されても仕方ない行為であり、講演者及び大会参加者に不快な思いを抱かせたことは否めない。

ウ 以上のことから、村瀬議員の防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為は、明らかに議員として不適切な行為であったと判断され、参加した他の議員や市議会自体への信頼を損なう行為であり、その責任は非常に重いと言わざるを得ない。

(4) 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査

ア 村瀬議員からの弁明及び意見聴取、執行部職員からの事実確認において、過去の政治倫理委員会の調査により、二度にわたり誓約された「自己の政策実現の手段として、市に対し、議員の身分を利用した強要と疑われるような不適切な言動を行わないこと」に明らかに違反する事実が改めて確認された。

イ さらには、執行部職員の人格を否定する侮辱的発言を繰り返す等、基本的人権の尊重という社会規範を守らず、パワーハラスメントにまで及んでいる

ことは、市民の代表者たる議員としては甚だ遺憾であり、議員の資格の有無を問われても致し方ない問題行動であると糾弾する。

ウ 今回の調査事案の柱であるパワーハラスメントという人権侵害行為について、他市議会においても、違反行為が認定された場合には辞職勧告決議などの取り得る最も重い措置をもって対処している状況であり、本委員会における判断においても、要綱第9条第5号に規定する措置のうち、最も重い「議員の辞職を勧告すること」を措置として選択する他はないと考える。

第4 おわりに

本委員会の調査により、東海市議会議員の一員である村瀬議員が行った市職員に対するハラスメント行為をはじめ、庁舎管理規則違反となる街宣活動、市の事業における妨害行為、そして政治倫理委員会における誓約書違反が明らかになった。その中でも人権侵害行為に当たるハラスメント行為を行っていた事実は非常に深刻であり、市議会としての責任を痛感すると同時に市民の皆様の信頼を大きく損なうこととなり、痛切な反省を表明するものである。本市議会が、もう一度市民の皆様の信頼を得られるよう、この問題意識を市議会全体で共有し、村瀬議員が行ってきたハラスメント行為を二度と許さず、一丸となって再発防止に取り組んでいく断固とした決意を、ここに表明し、結びの言葉とする。

令和5年6月16日

東海市議会議長

加藤菊信様

請求者	東海市議会議員	北川明夫
	同	富田博巳
	同	早川康司
	同	中村義幸
	同	井上正人
	同	早川直久
	同	磯部秋廣
	同	秋葉みどり
	同	坂本拓也
	同	成田佳勉
	同	蔵満秀規
	同	工藤政明
	同	今瀬和弘
	同	江川祐之
	同	石丸喜久雄
	同	井上純一
	同	蓑手純一
	同	坂 ゆかり
	同	加藤典子

東海市議会議員政治倫理委員会の設置の請求について

村瀬進治議員の下記の事件について、調査するため、東海市議会議員政治倫理要綱（以下、「政倫要綱」という。）第6条第1号の規定に基づき、東海市議会議員政治倫理委員会の設置を請求する。

記

1 調査対象事件

(1) 市職員に対するハラスメント行為等に関する調査

令和5年5月19日、5月30日付けで提出された市からの抗議の申し入れ及び令和5年6月2日付けで提出された選挙管理委員会からの抗議の申し入れにより、村瀬進治議員が市職員に対して行った強要行為、威圧的・侮辱的な発言及び人事介入となる発言が摘示された。

今回摘示された行為は、全国的にも問題となっている議員、市職員という立場関係を利用したパワーハラスメントが強く疑われる行為であり、市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する政倫要綱第2条第2号及び第4号に規定する遵守事項に反するものである。

(2) 庁舎管理規則に違反する庁舎敷地内における街宣活動に関する調査

令和5年5月1日、11日及び16日に市庁舎敷地内において、車両に取り付けた拡声器により街宣活動を行ったことについて、令和5年5月19日付けで市から抗議の申し入れが提出された。

庁舎敷地内における街宣活動は、庁舎管理規則第11条第3号に規定する「座込み、ねり歩きその他示威にわたる行為をすること。」として明白に本条に違反しており、行為の結果は重大である。庁舎の使用の規制及び秩序の維持について定められた本規則に違反する行為を行うことは、市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する政倫要綱第2条第2号及び第4号の遵守事項に反するものである。

(3) 防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会における妨害行為に関する調査

令和5年5月11日に開催された東海市防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会において、開会直前に来賓出席者である東海警察署長に詰め寄り、一方的に防犯灯の設置要請を行ったこと及び講演中の東海警察署交通課長に対する講演を中断させる発言等、会議等の円滑な進行を妨害したことについて、令和5年5月19日付けで市から抗議の申し入れが提出された。

今回の市民も多く参加する大会における運営を妨害するような行為は、市民全

体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する政倫要綱第2条第2号及び第4号に規定する遵守事項に反するものである。

(4) 政治倫理委員会における誓約書の内容に違反していることに関する調査

今回、調査対象となっている市職員に対するハラスメント行為等及び東海市防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会の運営に対する妨害行為は、平成27年12月11日に当該議員が誓約した、「政策実現のために、市及び外郭団体に対して強要と疑われるような不適切な言動を行わないこと及び市政に対する市民の信託にこたえるため、市民全体の奉仕者として公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に高い政治倫理意識に徹した議員活動を行うこと」に著しく反する行為であり、誓約書の内容が全く遵守されていないこととなる。

政倫要綱に三度にわたり違反した議員が、再度、同要綱に違反する行為を行い、政治倫理委員会の警告書に基づき誓約した内容に違反することは極めて深刻な事態と言わざるを得ない。

これは市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、公平かつ清廉な政治活動を通じて市民の支持と信頼を培うことを規定する政倫要綱第2条第2号及び第4号の遵守事項に反するものである。

以上の点について、道義的な疑義を大いに生じさせるものであることから、政倫要綱第2条第5号に基づき、村瀬進治議員は誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにする必要があると考える。

よって、調査するための東海市議会議員政治倫理委員会の設置を請求する。



交第26号
検第59号

令和5年(2023年)5月19日

東海市議会議長
加藤菊信様

東海市長 花田 勝



議員活動における不適切な行為及び発言について(申入れ)

このことについて、村瀬進治議員の議員活動において、下記のとおり庁舎における禁止行為及び職員に対する強要行為等が繰り返され、職員の職務遂行に対する萎縮を生ぜしめ、ひいては行政の公正な執行を阻害する重大な行為であると考えております。

今回の行為に対する厳正な措置及び二度とこのようなことがないように再発防止策の徹底を強く求めます。

記

1 庁舎敷地内の禁止行為(東海市庁舎管理規則第11条第3号違反)

令和5年(2023年)5月1日、11日及び16日に本庁舎敷地内において、車両に取り付けた拡声器により街宣行為を行った。

2 職員に対する強要行為等

(1) 令和5年(2023年)4月5日、17日及び5月1日において、庁舎正面ロータリーのバス停側の歩道に車道と出入りするためのスロープ(斜路)を設置することを要望(別紙1 位置図参照)し、市の庁舎利用者が不意に車道へ侵入する危険な構造については安全確保が難しいとの回答に対し「危険な道路は市内にたくさんある」、「仕事をしていないので、ここに立って説明しておれ」、「ロータリーで街宣する」、「しゃべるな」、「尾張旭市のバス停を見に行ってこい。1時間くらいだ」、「検査管財課の職員が2時間交代で現地に立ってる」等の威圧的発言を行った。

(2) 令和5年(2023年)4月27日をはじめに、東海市高横須賀町城山地区(別紙2 位置図参照)の防犯灯設置について、ほぼ毎日のように電話や窓口等

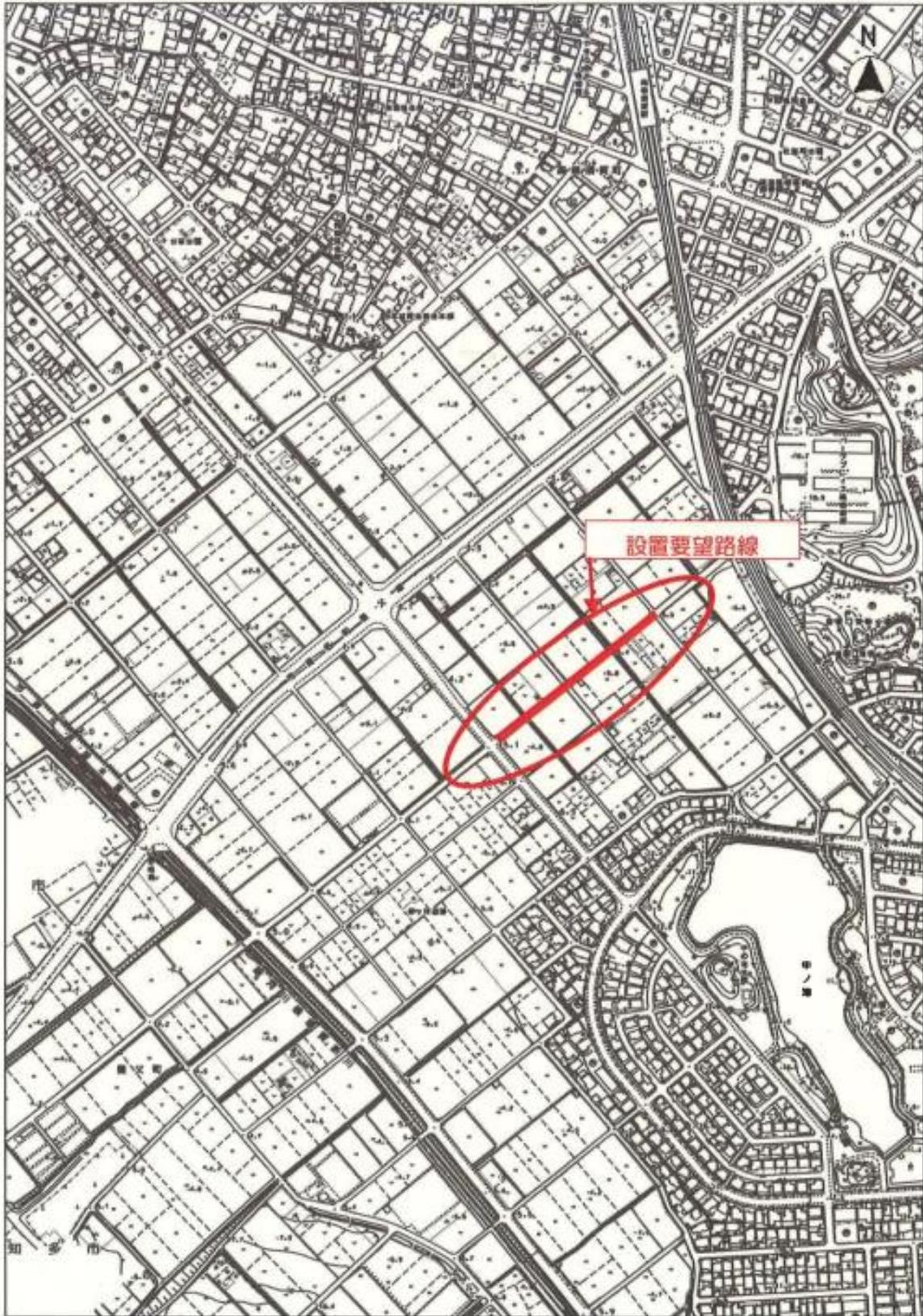


氏名	所属	質問	回答

にて要望活動を行っている。議会での答弁を含め繰り返し回答をしているところであるが、夜間の現地確認や通行車両の指導を強要する行為を始め「つけれないのであれば、給料の3分の2を返納しろ」、「交通防犯課は末期がんのような症状」等の威圧的・侮辱的発言を行った。

- (3) 令和5年(2023年)5月11日に実施された東海市防犯・青少年健全育成・交通安全推進大会において、開会直前に壇上の東海警察署長に詰め寄り防犯灯の設置要請を行ったことや、東海警察署交通課長の講演中に講演を中断させる発言等、会議等の円滑な進行を妨害した。また、そのような言動に対し、参加した市民から東海市議会への信頼を損なうような意見を伺った。





縮尺 1 : 5000



職第65号

令和5年(2023年)5月30日

東海市議会議長
加藤 菊信 様

東海市長 花田 勝 重



議員活動における不適切な発言について(申入れ)

このことについて、村瀬進治議員の議員活動において、下記のとおり職員人事への介入行為及び強要行為があり、行政の公正な執行を阻害する重大な行為であると考えております。

今回の行為に対する厳正な措置及び二度とこのようなことがないように再発防止策の徹底を強く求めます。

記

1 職員人事への介入行為

東海市高横須賀町城山地区の防犯灯設置に関する総務部長及び交通防犯課長の対応に関連して、令和5年(2023年)5月23日に職員課職員に対し電話にて「総務部長も交通防犯課長もなっとらん。無能な職員だから代えろ。」と発言した。

また、選挙管理委員会の職員対応などの話をされ、その中で「できない職員は交代させろ」と発言するなど、いずれも職員人事への介入行為を行った。

2 職員に対する強要行為

同日の電話で、「交通防犯課が動かないなら、職員課からも自分(村瀬議員)の言っていることは正しいんだから動くように伝えろ。もしくは市長に動いてもらえ」等の威圧的発言を行った。



選管第11号

令和5年(2023年)6月1日

東海市議会議長
加藤 菊信 様

東海市選挙管理委員会
委員長 稗田 とし



議員活動における不適切な発言について(申入れ)

このことについて、村瀬進治議員の議員活動において、下記のとおり度重なる職員に対する強要行為等が繰り返され、職員の職務遂行に対する萎縮を生ぜしめ、ひいては行政の公正な執行を阻害する重大な行為であると考えております。

今回の行為に対する厳正な措置及び二度とこのようなことがないように再発防止策の徹底を強く求めます。

記

1 職員に対する強要行為等

令和5年(2023年)4月11日、18日、21日、5月1日、11日、22日に電話及び庁舎1階の総務法制課(選挙管理委員会事務局)にて面会があり、以下の発言を受けたもの。

「村瀬が電話してきたらこれしか答えちゃいけないと言われているのか。君は小学4年生以下だな。東海市の職員はレベルが低すぎる」「君の意見や考えを聞いているんだ。そんなことも言えないのか。何のために職員やっているんだ。恥ずかしくないのか。」

また、26日においては1時間にわたり、総務法制課(選挙管理委員会事務局)の応接にて、中ノ池地区に投票所を設置していないことについて話をされ、「出来ん理由は言わなくていい」、「とろいことばかり言っていていかんわ東海市は」、「愛知県選挙管理委員会にも話をした」、「トップが変われば方向転換」、「他の市町の選挙管理委員会はすごいよ」、「そんな訳の分からんことを言っとつたら、みんな笑うわ」、「負の継承は止めなさい。改善、改革は前進、負の継承は後退」、



「東海市役所はない方がマシと市民が言っている」「市の職員は3分の1で十分だ」、「最低レベルの東海市となった」、「投票率が低くて喜ぶのは大規模組織と職員だけ」、「有権者数が少なくて楽できるから、木田を希望する職員が多いらしいな」等の威圧的・侮辱的発言を行った。

